

～公共下水道を使用する
クリーニング業・ホテル旅館業を営む方へ～

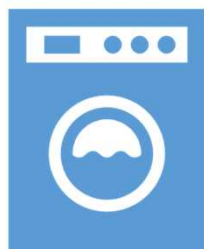


下水道法に基づく届出のお願い

下記の場合、下水道法に基づく届出の提出が必要になる場合がございます。
詳しくはホームページ又は排水指導課（☎011-818-3422）にご相談下さい。



札幌市公式ホームページ内「工場・事業場の排水規制」
<https://www.city.sapporo.jp/gesui/03otoiawase/05otoiawase.html>



クリーニングを行う事業者

（クリーニング工場・リネンサプライ）

洗浄施設（ドライ機、水洗機など）を設置・変更・廃止する際には下水道河川局にも届出が必要です。

※家庭用洗濯機

洗濯業のために用いる家庭用洗濯機は届出対象です。

※コインランドリー

コインランドリーの洗浄施設は下水道法の届出対象になりません。



ホテル・旅館を営業する事業者

①飲食施設（レストラン等）

ホテル・旅館内に設置する飲食施設の総床面積が420平方メートル以上である場合は届出が必要です。

※宿泊者のみの利用となる場合は、届出の必要はありません。

②入浴施設

入浴施設で温泉水を利用する場合は届出が必要です。

問い合わせ

札幌市 下水道河川局 排水指導課
☎011-818-3422 （FAX 011-818-3457）
mail: suishitsu_shidou@city.sapporo.jp

流してはいけない下水があります

下水管の腐食

下水処理場の微生物
の働きの低下

有毒ガスの発生

これらを防ぐため、下水道へ流す排水には下水道法や札幌市下水道条例で水質基準が設定され水質が規制されています。

下水道を使用する事業場には、**届出**や**水質測定**の義務が課せられます。

届出の種類	届出を必要とする場合	提出期限
特定施設設置届	特定施設※を新たに設置しようとする場合	工事着手の 60日前
特定施設の 構造等変更届	特定施設を設置している事業場が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量や水質などを変更しようとする場合	変更に伴う 工事着手の 60日前
氏名等変更届	特定施設の設置に関する届出をした事業場が届出者の氏名、住所、事業場の名称等を変更した場合	変更の日から 30日以内
承継届	特定施設の設置に関する届出をした事業主から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合	承継の日から 30日以内
特定施設 使用廃止届	特定施設の使用を廃止した場合	廃止の日から 30日以内

※特定施設とは、洗濯業の洗浄施設、旅館業のちゅう房施設・洗濯施設・入浴施設、飲食店のちゅう房施設などの法律で定められた施設です。

注) 旅館業に関する下水道法上の取扱いについて

旅館業のちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設（温泉を利用するものを除く）を設置する事業場については、下水道法上においては①特定施設に関する届出の義務、②直ちに処罰されることのある水質基準の適用などが除外されています。ただし、①水質の測定と記録の義務、②札幌市長の求めに応じた報告の義務は有ります。

問い合わせ

札幌市 下水道河川局 排水指導課
☎011-818-3422 (FAX 011-818-3457)
mail: suishitsu_shidou@city.sapporo.jp

SAPP
RO



さっぽろ市
02-L02-24-2411
R6-2-1567